

令和7年度秋田県障害者芸術福祉展 作品募集要項

- 1 開催期日 令和7年9月19日（金）から23日（火）までの5日間
- 2 開催場所 秋田県立美術館 県民ギャラリー（秋田市中通1丁目4-2）
- 3 時 間 10時から16時まで（最終日は15時まで）
- 4 観覧料金 無 料

出品作品について

1 応募資格

秋田県内に居住する障害のある個人又はグループで制作した作品とし、全分野を通じて1人1点、又は1グループ1点とします。

2 作品規格（選考対象）

○平面作品（絵画部門／写真部門／書道部門／CGアート部門）

- ①額装含めて150cm×150cm以内、総重量10kg以内
- ②作品は額やパネルに入れ、掛け紐をつけて搬入すること。

左記の写真部門については印刷して持ち込む形になります。印刷が難しい方は気軽に申し込める携帯フォト部門にお申込下さい。

○立体作品（陶芸部門／工芸部門）

- ①幅、奥行、高さの3辺が各150cm以内、総重量30kg以内
- ②小さな作品は紛失防止のため台紙などに貼付すること。
- ③破損しやすい作品はケースなどに入れること。

工芸に該当する作品は次の通りです。
・刺し子・手芸品・彫刻・木工品
・ツルかご・紙細工・切り絵・貼り絵
・その他素材を生かした創作品
・ビーズや石などで構成された装飾品

○携帯フォト部門

- ①申込フォームから画像を添付して申込下さい。
- ②画像は「はがきサイズ」に印刷して展示します。
- ③携帯フォトは、展示作品出品票の提出は不要です。

○（新設）自由表現部門

上記の規格には合致しないが独創性にあふれるもの。

新設した自由表現部門は、絵画と工芸を融合したものや、サイズが超過しているが独創性にあふれたもの等枠にとられない表現になります。

3 選考対象外作品（出品は可能です）

- ・押絵・木目込キット・プラモデル・玉すだれなど制作キットや既製品を組み立てたもの
- ・塗り絵・パズル・キャラクターを模写したイラスト・コラージュなど著作権や肖像権に抵触するもの

4 注意事項

- ・秋田県立美術館の規定により「騒音、悪臭、腐敗、微生物、害虫等の発生するおそれのあるもの／生花、ドライフラワー、盆栽、落ち葉、生木、長期間自然に放置されていた木材・動物・火気や水を使用したり、発生させたりするおそれのあるもの／観覧者や展示室、他作品に悪影響を及ぼしたり、それらを汚損したりするおそれのあるもの」は持込不可のため出品は受け付けません。
- ・手芸品などでハンガーを使った展示を希望される方は、ハンガーと一緒に搬入してください。
- ・選考対象外作品は、審査・WEB掲載は行いませんが展示は行います。
- ・作品の制作過程が分かる写真及び説明文を添付して構いません。（任意）（A4用紙1枚程度）

作品の搬入・搬出について

- 1 搬入日時 令和7年9月16日（火）10時から16時まで
- 2 搬出日時 ①令和7年9月23日（火）15時から16時まで
②令和7年9月24日（水）10時から12時まで
- 3 搬入・搬出場所 秋田県立美術館 県民ギャラリー
- 4 出品票について

事務局ホームページ掲載の「展示作品出品票」に必要事項を記入し、作品の裏側などにしっかりと貼り付けて出品してください。対、組など分離しやすい作品はケースなどに入れて、ケースに「展示作品出品票」を貼り付けてください。やむをえず分離する作品は、それぞれに貼り付けてください。作品搬入時に、事務局で用意した名札を見える位置に貼り付けます。

申込から返却まで

～8/25
出品申込期間

9/16
作品搬入

9/17
審査会

9/19
審査結果発表

9/23
表彰式

9/23～9/24
作品返却

応募方法 (申込期限 令和7年8月25日(月) 17時事務局必着)

出品料は無料ですが、取りまとめたいただいた市福祉事務所、町村役場障害福祉関係課、学校、各団体、事業所又は個人で搬入・搬出を行う必要がありますので、事務局へ申込書をメールで提出いただきますとともに搬入・搬出についてもご協力をお願いいたします。

個人で申込された場合は、全て個人で搬入・搬出を行う必要があります。いずれかの団体に所属している方、個人での搬入が難しい方は在住する市福祉事務所や、町村役場障害福祉関係課にお申込下さい。

個人で申込む方で搬入・搬出は行政にお願いしたい方

在住する市の福祉事務所又は町村役場の障害福祉関係課にお申込下さい。

学校又は事業所利用の方

在籍している学校又は事業所にお申込下さい。

個人の方で搬入搬出を自分で行う方

事務局ホームページ掲載のWEBフォームからお申込下さい。(携帯フォト兼用)

携帯フォト部門応募の方(全員共通)

事務局ホームページ掲載のWEBフォームからお申込下さい。(個人申込兼用)

事務局ホームページから「作品申込書」をダウンロードし記入の上、事務局 (suishin-c@akita.eeyo.jp) にメールで提出してください。

個人の方及び
携帯フォト応募の方は
右記QRコードから⇒



注意事項

- ①搬入・搬出時には、必ず受付で作品と「作品申込書」の内容の確認を行ってください。返却時も必ず受付で内容を確認してからお持ち帰りください。搬入時に使用したケースや包装などは搬入者側で持ち帰りをお願いします。
- ②作品名の変更や取り消し等、作品申込書と出品作品に相違が生じた場合は、事前にメールで変更後の申込書を送るか搬入の際にお知らせください。
- ③搬入・搬出時は「エリアなかいち」有料駐車場をご利用ください。「エリアなかいち」有料駐車場は、車高2.1mの高さ制限があります。制限車高を超えた車両が進入し駐車場の設備を破損する事例が発生しておりますので、絶対に制限車高を順守してください。

作品審査について

1 審査員による作品の審査を行い、次の各賞を決定します。(入賞作品数は予定です。)

一席	秋田県知事賞	1作品
二席	秋田県障害者芸術文化活動支援センター長賞	1作品
三席	優秀賞(各作品部門(絵画・写真・書道・CGアート・陶芸・工芸・携帯フォト・自由表現)から各1作品)	最大8作品
奨励賞(各作品部門(絵画・写真・書道・CGアート・陶芸・工芸・携帯フォト・自由表現)から各5作品)		最大40作品
審査員特別賞		最大3作品

2 審査日 9月17日(水)

3 発表 9月19日(金) 一席から三席の受賞者には17日(水)中に電話で連絡します。

4 表彰式 9月23日(火) 午後3時からにぎわい交流館AU「2階展示ホール」にて「エンディングセレモニー」内で入賞作品(一席、二席、三席)の表彰を行います。

5 その他

- ・一席から三席までの入賞作品は、9月下旬から～10月中旬まで県庁内に展示します。
- ・過去に3回以上一席を受賞された方の作品や他の展覧会で入選した作品、制作を職業とする方の作品は審査対象外として別に展示します。
- ・「WEB秋田県障害者芸術福祉展」として、全展示作品(公開可能な作品)を360度バーチャルツアー形式でWEB公開します。(令和7年10月下旬予定)申込時に、作品公開の同意のない作品は公開しません。公開画像は名札等個人情報の部分は画像処理を行い公開しません。

事務局 第25回いきいき芸術・文化祭実行委員会事務局

〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号

秋田県障害者芸術文化活動支援センター(秋田県身体障害者福祉協会内)

TEL 018-864-2780 FAX 018-864-2781

E-mail suishin-c@akita.eeyo.jp <https://ww100132.normanet.ne.jp/>